

<p>1 右記1点のみで本人確認ができる書類</p>	<p>自動車運転免許証、マイナンバーカード（個人番号カード）、写真付き住民基本台帳カード、在留カード、特別永住者証明書、一時庇護許可書、仮滞在許可書、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳（写真を貼付けたものに限る。）、愛の手帳（療育手帳）、国若しくは地方公共団体の機関が発行した免許証、許可証若しくは資格証明書等（船員手帳、海技免状、小型船舶操縦免許証、猟銃・空気銃所持許可証、戦傷病者手帳、宅地建物取引士証、電気工事士免状、無線従事者免許証、認定電気工事従事者認定証、特種電気工事資格者認定証、耐空検査員の証、航空従事者技能証明書、運行管理者技能検定合格証明書、動力車操縦者運転免許証、教習資格認定証、警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第4項に規定する合格証明書、運転経歴証明書（平成24年4月1日以後に交付されたものに限る。））又は国若しくは地方公共団体の機関が発行した身分証明書及び学生証で写真を貼付けたもの</p>
<p>2 1の項の書類を提示することができない場合には、右記に掲げる書類のいずれか1以上の書類及び3の項のいずれか1以上の書類の提示をお願いします。ただし、3の項に掲げる書類を提示できない場合にあっては、右記の書類のいずれか2以上の書類の提示が必要です。</p>	<p>国民健康保険、健康保険、船員保険若しくは介護保険の被保険者証、共済組合員証、国民年金、厚生年金保険若しくは船員保険に係る年金証書、共済年金若しくは恩給の証書、写真なし住民基本台帳カード、請求書に押印した印鑑に係る印鑑登録証明書、基礎年金番号通知書（国民年金手帳を含む。）、1に掲げる書類が更新中の場合に交付される仮証明書若しくは引換証類、生活保護受給者証又はその他市長がこれらに準ずるものとして適当と認める書類</p>
<p>3</p>	<p>学生証（写真を貼付けた国若しくは地方公共団体の機関が発行したものを除く。）、法人が発行した身分証明書（国若しくは地方公共団体の機関が発行したものを除く。）若しくは国若しくは地方公共団体の機関が発行した資格証明書（1に掲げる書類を除く。）で、写真を貼付けたもの又はその他市長がこれらに準ずるものとして適当と認める書類</p>